

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

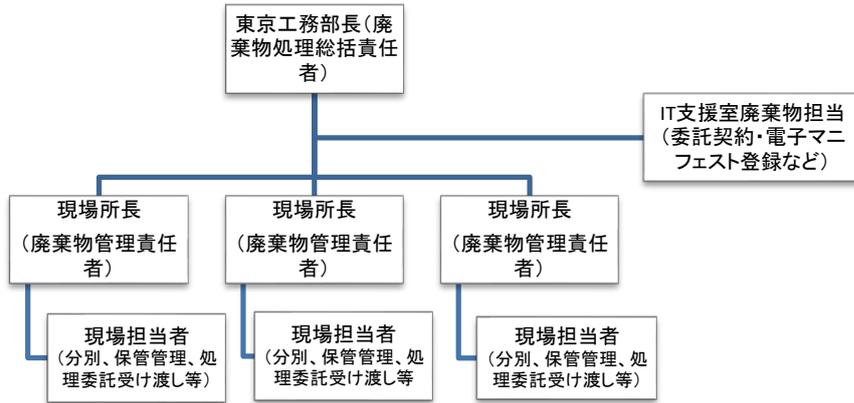
（第1面）

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和7年6月30日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: center;">提出者                  住 所 静岡県焼津市本町二丁目2-1                  氏 名 株式会社 橋本組                  代表取締役 橋本真典</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）                  電話番号 045-627-3276</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	都内各所（八王子市を除く）
事業場の所在地	都内各現場（八王子市を除く）
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 26億円
③従業員数	26人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	各現場 排出・保管 → (委託) 収集運搬 → (委託) 中間処理 → 再生利用 2次処理 最終処分等

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	排出量	687.18 t	1,482.08 t
	(これまでに実施した取組) ・材料、資材等の梱包はできるだけ簡素化して現場に搬入した。 ・狭いやード内でもできるだけ工夫して分別保管を行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	排出量	500.00 t	500.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・使用資材は可能な限りプレカットされたものを搬入し、現場からの廃棄物の発生を抑制する。 ・工事に使用する型枠は、鋼製など繰り返し再利用可能なものを考慮し選定する。 ・資材管理を徹底し、余剰廃棄物の発生を防ぐ。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現場で発生する産業廃棄物については、できるだけ種類ごとに分別するようにしているが、工事内容によってはその場での分別が難しい工種が存在する
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・保管場所をある程度確保できる現場では、仕分けの品目を多くしてより細かな分別を行い、混合廃棄物の削減に努める。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	金属くず	建設混合廃棄物
排出量	1,215.12 t	18.38 t	2.60 t	1,630.09 t
<b>【目標】</b>				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	金属くず	建設混合廃棄物
排出量	300.00 t	15.00 t	1.00 t	500.00 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	ガラス陶磁器等くず	紙くず
排出量	1,334.09 t	5.50 t	0.09 t	0.60 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	ガラス陶磁器等くず	紙くず
排出量	500.00 t	3.00 t	0.50 t	0.50 t

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) なし		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) なし			

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	金属くず	建設混合廃棄物
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	金属くず	建設混合廃棄物
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	金属くず	建設混合廃棄物
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	金属くず	建設混合廃棄物
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	ガラス陶磁器等くず	紙くず
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	ガラス陶磁器等くず	紙くず
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	ガラス陶磁器等くず	紙くず
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	ガラス陶磁器等くず	紙くず
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	全処理委託量	687.18 t	1,482.08 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2.96 t	1.48 t
	再生利用業者への処理委託量	687.18 t	1,482.08 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) ・処理の委託先は優良認定業者の選択をできるだけ考慮にいれて選定した。		

## (第4面) - 2

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	金属くず	建設混合廃棄物
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	金属くず	建設混合廃棄物
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	金属くず	建設混合廃棄物
全処理委託量	1,215.12 t	18.38 t	2.60 t	1,630.09 t
優良認定処理業者への処理委託量	22.64 t	18.38 t	2.60 t	23.01 t
再生利用業者への処理委託量	1,215.12 t	18.38 t	2.60 t	1,630.09 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

## (第4面) - 3

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	ガラス陶磁器等くず	紙くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	ガラス陶磁器等くず	紙くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	ガラス陶磁器等くず	紙くず
全処理委託量	1,334.09 t	5.50 t	0.09 t	0.60 t
優良認定処理業者への処理委託量	11.35 t	5.50 t	0.09 t	0.60 t
再生利用業者への処理委託量	1,334.09 t	5.50 t	0.09 t	0.60 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	全処理委託量	500.00 t	500.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	20.00 t	20.00 t
	再生利用業者への処理委託量	500.00 t	500.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・産業廃棄物の排出量は、この区域における工事受注量の変動、工事内容、工事規模、使用資材及び解体工事の有無等に大きく左右される関係で削減するのは容易ではないが、委託先をしっかりと選別し、排出する廃棄物の特性に合った適正な処理の委託に務める。		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	廃プラスチック類	金属くず	建設混合廃棄物
全処理委託量	300.00 t	15.00 t	1.00 t	500.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	30.00 t	10.00 t	1.00 t	50.00 t
再生利用業者への処理委託量	300.00 t	15.00 t	1.00 t	500.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	ガラス陶磁器等くず	紙くず
全処理委託量	500.00 t	3.00 t	0.50 t	0.50 t
優良認定処理業者への処理委託量	20.00 t	2.00 t	0.50 t	0.50 t
再生利用業者への処理委託量	500.00 t	3.00 t	0.50 t	0.50 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。